

# 第53回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 25 年 11 月 5 日（火） 13：56～15：26

2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室

3. 出席委員：上野委員長、田辺委員長代理、石川委員、大隈委員、長岡委員、  
保坂委員、升田委員、薬師寺委員、唯根委員、吉井委員、笠委員、  
関臨時委員、奈良臨時委員

## 4. 議事概要

- (1) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関して「平成 25 年度上半期業務執行状況」について報告が行われた。
- (2) 独立行政法人原子力安全基盤機構に関して「平成 25 年度上半期業務執行状況」及び「JNES の組織改編」について報告が行われた。
- (3) 独立行政法人国立公文書館に関して「平成 25 年度上半期業務執行状況」及び「平成 26 年度予算概算要求状況」について報告が行われた。
- (4) 独立行政法人北方領土問題対策協会に関して「平成 25 年度上半期業務執行状況」及び「平成 26 年度予算概算要求状況」について報告が行われた。
- (5) 独立行政法人国民生活センターに関して「平成 25 年度上半期業務執行状況」及び「平成 26 年度予算概算要求状況」について報告が行われた。  
また、「不要財産の国庫納付」及び「役員退職手当支給規程の改正」について委員会として了承した。
- (6) 事務局から「評価委員会等の今後の開催予定」について説明を行った。

## 5. 議事

○上野委員長 14時までまだ少し時間がございますけれども、全員おそろいということで、ただいまから第53回独立行政法人評価委員会を開催いたします。

本日の委員会は、定足数を満たしております。

それでは、早速、議事に入ります。

まず、本日の議題ですけれども、1つ目、各法人に関する上半期業務執行状況の報告をしていただきます。

2つ目、平成26年度予算の概算要求状況の報告をしていただきます。

3つ目、JNESの組織改編等についての議論がございます。

初めに、前回の委員会で御意見をいただきました各府省、独立行政法人の評価基準について、事務局より報告がございますので、よろしく申し上げます。

○松林政策評価広報課長 それでは、前回の委員会で笠委員から御質問のありました評価基準の統一について御報告を申し上げたいと思います。

現状から申し上げますと、平成11年に中央省庁等改革推進本部決定ということで、中央省庁等改革の推進に関する方針というものがございます。これにおきまして、独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績評価は、同委員会が設定する評価基準によるものとするとしてございまして、これに基づきまして、現状では各府省のそれぞれの委員会がS、A、B、C、Dなどの数段階の評定を設けまして評価を独自に行っているところでございます。

他方、総理の指示のもとで、行革担当の稲田大臣が独法制度とか独法の組織の見直しという独法改革の検討を現在進めており、6月に独立行政法人改革に関する有識者懇談会の中間取りまとめというものが出されております。その中で、総務大臣が目標設定及び業績評価、これは基準とか評語などでございますけれども、これに関する政府の統一的な指針を策定するとされてございます。

これに基づきまして、スケジュール的には年末ぐらいが想定されておるかと思いますが、総務省において現在、評価基準を統一する方向で検討がなされていると聞いてございます。今後統一基準が出されましたら、内閣府としてはそれに適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、宇宙航空研究開発機構の関係に入りたいと思います。

JAXAの上半期の業務執行状況について御報告をお願いいたしたいと思います。

○加藤JAXA理事 JAXAの理事をしてございます加藤でございます。よろしく願い申し上げます。

横長の資料1でございます。JAXAの上半期の業務執行状況ということで、この資料につきましては、左半分が平成25年度の年度計画、右半分が上半期の執行状況でございます。

JAXAにつきましては、今回、初めて上半期の執行状況を報告させていただきますけれども、昨年の法改正、組織改正がございまして、JAXAにつきましては内閣総理大臣も主務大臣となったということで、4省庁のもとでJAXAは業務を続けてございます。

その法改正のもとでは、JAXAにつきましては政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置づけられまして、政府全体の下支えの技術的な開発機関という位置づけになりました。

それに基づきまして、今回、25年度から、新しい第3期目の中期計画、5年間の計画が

定められてございます。この計画につきましては、この場の評価委員会でも御議論いただいたと思いますが、主務大臣から中期目標をいただいておりますので、それに従って中期計画、年度計画と定めてございます。また、今年の1月に宇宙基本計画が新しくなりまして、それに基づいてJAXAの中期目標が定められてございますので、こういう政府の方針に従った事業を行っているということでございます。

JAXAにつきましては設立10年でございますので、理事長も新しくなりまして、新しいJAXAということで先ほどの政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として業務を続けてまいりたいと思っておりますので、引き続き評価委員会の御支援、御指導をお願いいたします。

早速でございますけれども、資料1が執行状況でございますので、1ページ目は年度計画の目次でございますので、このうちの本委員会に関連するものが2ページ以降に執行状況で記載してございます。

順次ポイントだけ絞って御説明しますが、2ページ、下のほうで「1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ」ということで、測位衛星につきましては「みちびき」という衛星の運用を継続するとともに、この衛星の利用の拡大に向けた取り組みを行ってございます。

3ページ目「(2) リモートセンシング衛星」でございます。これにつきましては、種々の衛星の研究開発を行ってございますけれども、特に右手の3つ目の●でございますが、ALOS-2につきましては近々打ち上げの予定でございますので、その製作試験を実施してございまして、打ち上げに備えてございます。

それ以降、下のほうにございますけれども、経済産業省からの地上システムの受託を受けてございまして、御協力してございます。

3ページ、右手の下でございますけれども、種々の災害に関しまして衛星データを提供いたしまして、災害対応に御協力しているところでございます。

4ページ、衛星による地球環境観測でございますけれども、これにつきましても既存の衛星の運用を行うとともに、打ち上げを控えている衛星等の準備を進めてございますが、特に上から3つ目の●でございますけれども、GCOM-Wという「しずく」という名前でございますが、これにつきましては、気象庁で衛星データを数値予報に継続的に取り入れていくということが有用性を確認されまして、気象庁で利用されることになったところでございます。

5ページ以降につきましても、地球観測衛星に関する種々の研究開発あるいは国際協力の観点での記述がなされてございますけれども、災害監視等に関しまして途上国あるいは東南アジアの諸国等々と協力を進めているところでございます。

6ページ「③ リモートセンシング衛星の利用促進等」でございます。既存の衛星の観測データの提供を引き続き行っており、新しいセンサ等の要素試験等の開発を引き続き行っております。

6 ページの下「(3) 通信・放送衛星」につきましては、新しい通信技術のための技術開発を行うとともに、2つ目の点でございますけれども、WINDSという超高速のインターネット衛星でございますが、その後期運用を継続して実施してございまして、防災あるいは医療関係の実証試験を引き続き実施してございます。

7 ページ「(4) 宇宙輸送システム」、これはロケットでございます。これにつきましては右手にございますように、機器の開発実施を行うとともに、基幹ロケットにつきましては、2つ目のポツの3行目にございますが、打ち上げサービス事業者、これは三菱重工によりまして初めての商業衛星、ことし、カナダの衛星の打ち上げの受注を三菱重工のほうでしてございます。

ポイントとしましては、①の一番下のポツでございますけれども、H-IIBロケット4号機、これは国際宇宙ステーション（ISS）に物資を運ぶ「こうのとり」（HTV）を打ち上げるものでございますが、これが8月4日に無事に打ち上がりまして、打ち上げ成功率が現在96.2%になってございます。

7 ページ、下のほうでございますが、②の固体ロケットでございます。これにつきましては報道等なされてございますが、最初のポツ、延期がございましたけれども、イプシロンロケットが9月14日に無事に打ち上げに成功しまして、衛星を軌道に乗せてございます。

8 ページでございますが、将来輸送システムの発展ということでは、機器の開発を行うとともに、その下の四角でございますけれども、宇宙政策委員会等での議論に対しまして、JAXAのほうでも御協力してございます。

8 ページ、下半分でございますが「2. 将来の宇宙開発利用の可能性の追求」という項目でございますけれども、(2)の有人プログラムにつきましては、国際宇宙ステーションでの活動を継続してございます。「きぼう」におきまして運用を引き続き行いまして、「きぼう」の中での実験等を引き続き行ってございます。

ポイントとしましては、9 ページの中ほどにございます「(a) JEMの運用」ということで、3つ目の●にございますけれども、ことし11月7日、今週の木曜日、若田宇宙飛行士がISSに向けてロシアのソユーズ宇宙船で打ち上げ予定でございまして、若田宇宙飛行士はステーションのコマンダー、司令官ということで、日本初めての業務を行う予定でございます。この打ち上げに向けた若田飛行士の訓練あるいは準備等は引き続き続けて現在に至っている状況でございます。

9 ページの下「(b) JEMの利用」ということで、種々の生命科学等の実験を引き続き行うとともに、曝露実験等も引き続き行ってございます。

10 ページ、ポイントとしては、上のほうの四角の下から2つ目に●でございますが、HTV 4号機で4機の10センチ角の超小型衛星をISSに持ってまいりまして、若田宇宙飛行士がこれを外に放出する予定でございます。

10 ページの下のほう、HTVにつきましては、先ほど申し上げましたように8月4日に打ち上げて、9月7日に廃棄物を入れまして大気圏に突入してございまして、無事にミッショ

ンを終了してございます。

11ページ以降、中ほどから横断的事項ということで、個々のプロジェクトというよりも横串的な活動を述べてございますけれども、最初が利用拡大ということで産学連携等がございます。これにつきましてはオープンラボ等の制度を活用した活動を引き続き行ってございます。

12ページ、2つ目の四角にございますけれども、知財関係のための産業促進のための種々の機会を設けたり活動を続けてまいりまして、ライセンス件数が100件を超えた状況でございます。そういった内容のことが引き続き大学との協力、民間との協力等を続けてございます。

13ページ、基盤技術の強化、競争力の強化への貢献ということで、民間事業者への協力、キャパシティビルディング等の内容の活動を引き続き続けてございまして、詳細は細こうございますので割愛させていただきますけれども、このような活動を続けてございます。

そういう内容が13ページ、14ページに書かれてございます。

15ページ、ポイントとしましては、一番上の四角の下の方にございますように、JAXAとしての総合技術ロードマップを更新する予定でございまして、それに関しまして産業界あるいは大学等、幅広く各界からの意見を聞いて御意見等を交わしたところでございます。

15ページ後半は設備の維持管理等のために行いまして、衛星の開発のための研究を進めてございます。

16ページ、宇宙外交・安全保障でございますが、これにつきましても引き続きCOPUOS、国連の委員会等で日本の議長を務めるとともに、それぞれの法的活動等を続けてございます。

16ページの下3分の1でございますが、国際協力につきましては、「きぼう」等、ISSを通じた国際協力を続けるとともに、17ページ、(b)にございますけれども、東南アジア諸国と宇宙関連でJAXAが主体となって協力を行っていますAPRSAFというのを12月に開くということで準備を上半期に続けてまいりまして、12月の初旬に開く予定でございます。そういった内容のものが17ページ以降に記述してございます。

18ページ、こちらは情報収集、調査分析の内容でございます。上のほうの四角の最初のポツにございますが、調査分析につきましては、新しい体制になりましてJAXAに調査分析機能も強化するよという要請がございまして、それに応じてこういう体制を整えまして、宇宙政策委員会等の部会等に対応しているところでございます。

18ページ中ほどから「(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮」ということで、先ほどのCOPUOS、国連での会議等への参加等を主体的に行っている、あるいは宇宙のゴミの問題、デブリの問題等の研究開発を行っているということで、18ページ下のほうに記載してございます。

19ページ「(8) 情報開示・広報」でございます。こちらはフェイスツーフェイスの会議を開くタウンミーティングあるいは広報のウェブサイト等を引き続き改善、改良を考え

まして、行っている内容を数字も含めて記載してございます。

20ページ、最後でございますが、「(9) 事業評価の実施」ということで、宇宙政策委員会等の評価の内容の対応をしてございます。

21ページに今回御説明した中での特に数値目標が述べられているものの達成状況が、数字を含めて一番右端の欄に書いてございます。

22ページ、23ページが先ほど御説明した中のポイントを絵入りで御説明したものでございます。先ほどの人工衛星のところでございますが、22ページ、「しずく」という衛星が右の上のほうにございますが、一昨年、平成24年度に打ち上げまして、これにつきましては右上のほうにございます北極海の氷の面積の観測をしまして、ことしにつきましては、昨年よりも氷の一番少ない時期の面積が多かったというようなことを発表してございますし、22ページの下のほうにございますが、気象庁のほうで「しずく」に載っていますマイクロ波放射計のデータを定常的に入れることによって、豪雨地域の観測、予測をよりの確にできるようになったとになってございます。

23ページは9月14日のイプシロン無事打ち上がったという内容でございまして、右手がその人工衛星でございます。

24ページ、8月4日にH-IIBロケットの打ち上げが無事に成功しまして、左手下のほうにございますように「このとり」、HTV4号機が8月10日にドッキングをしまして物資を無事に搬入してございます。

右手にございますように、若田宇宙飛行士が11月7日にロシアから打ち上がりまして、6カ月ほど宇宙に滞在し、コマンダーも含めて活動を行う予定になってございます。

以上が簡単でございますけれども、私どもの上半期の執行状況の御説明でございまして。  
○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、次の原子力安全基盤機構、JNESのほうに移りたいと思います。

(宇宙航空研究開発機構関係者退室)

(原子力安全基盤機構関係者入室)

○上野委員長 それでは、早速ですが、原子力安全基盤機構、JNESの上半期の業務執行状況について御報告をお願いいたします。

○福島JNES理事長代理 御報告いたします。JNESの理事をしております福島と申します。

お手元にパワーポイントの資料2を御用意しておりますので、これに基づいて御説明申し上げます。

私どもの原子力安全基盤機構はJNESと申しております。この業務のうち、原子力防災対策に関するものにつきまして御説明を申し上げます。

JNESの防災業務の実施項目は、ここに記載しております(1)～(6)の6項目にまとめております。

大別いたしますと、防災体制を充実、強化していくこと、しっかりとした防災体制をつくること。

第2点目は、その防災体制が機能するものとするために必要な防災用の設備あるいは情報ネットワークを強化していくこと。

第3点に、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓、知見を反映して、よりよい防災対策を確立していくということでございます。

2ページ【防災体制の充実・強化】につきましては、まず第1点目は、この業務計画に基づきます緊急時参集の実効性の向上、これはJNES自身の体制をしっかりとしたものにしていくという点でございます。

上半期の具体的な実績といたしましては、手順を整備し、その担当者、初動訓練などを行いました。また、原子力規制庁にございます緊急時対応センター、ERCと申しておりますが、これに30分以内で参集ができるような体制も構築いたしまして、常時5名の職員が交代で24時間勤務をし、具体的には、事故というよりは震度5弱の地震が立地市町村でおきますと直ちに参集して、原子炉施設の状況把握、こういったものを行っております。

3ページ、第2点目は、国や自治体が行います防災訓練に対する支援業務でございます。具体的には、下半期になりますが、この10月に行われました原子力災害対策特別措置法、原災法に基づく原子力総合防災訓練、このための準備を行いました。また、地方自治体あるいはその他の国の機関が行います訓練に要員を派遣いたしまして支援を行っております。地方自治体は下半期に集中しておりますために、上半期では6月に福井県で行ったものが1件ございました。

また、事業者がオンサイト、施設内で行います訓練、これも原災法に基づいて行うこととなっております、この実施状況を規制委員会が評価いたします。その評価をするときに、具体的な技術的視点からどういったところが足りないか、あるいは十分であるとかといったような技術的観点からの評価を行うというような支援を実施してございます。

訓練等に関します業務の2点目は、4ページ、原子力防災関係者の教育訓練、研修、人材育成という点でございます。上半期では、この下の表にございますように、基礎的な研修から火災防護に関する研修といったものに至るまで、計画のとおり実施しております。

5ページ目、これからは、この防災体制のもとにしっかりとした防災対策を行うためのハード面、防災用の設備あるいは情報ネットワークの整備・強化という点でございます。これは常時きちんとした維持管理ができておりませんと、万が一のときにしっかりとした対策ができないということになりますので、日常的な維持管理をしっかりしていること。特に24時間で集中して自動監視を行うことによりまして、ささいなトラブルも検知できるような体制の整備をいたしております。

また、防災訓練などの結果を踏まえまして、総理官邸とERC間のネットワークを強化していく、そういったようなこともいたしました。

福島原子力発電所の事故の際には、震災、地震あるいは津波によりまして地上のネット

ワークが被災してしまったということもございましたので、衛星回線ネットワークの強化も行っておりまして、8府県で新たに衛星回線ネットワークの構築をいたしました。

6ページ、もう一つ重要なシステム、ネットワークといたしまして、常時原子炉の状態を監視できるシステム、緊急時対策支援システム、ERSSと呼んでおりますが、この機能の整備強化を行いました。右の下の図にありますように、これはパソコンで見られる画面でございまして、原子炉の中の温度、圧力、そういったもののデータを常時監視することができるようになっております。これにつきましても、衛星回線の強化を図りました。

また、この9月に、新しい原子力災害対策指針が原子力規制委員会によって定められまして、これに伴いまして、今、伝送して得られているデータが現状100程度でございすけれども、これがかなり大幅に増える見込みでございまして、そうなりますと、ネットワークの強化などもいたさなければいけないということで、そのような事前検討を行っております。これにつきましても24時間監視を行っております。

7ページ、ここで「(5) 災害対応資機材の管理・運営方法の検討」としておりますが、これは具体的には下の\*のところにありますように、各原子力施設の周辺にありますオフサイトセンターに整備している資機材の運用方法の改善が必要なものがあるかどうかを検討したり、それ以外に、万一の場合に備えまして、茨城県の自衛隊百里基地、石川県の小松基地の近傍にモバイル用のネットワーク機器あるいはその代替オフサイトセンター用の通信機器を配備しておりまして、これを迅速に現場に持っていくことができるようにというような体制も構築しておりまして、そういったものについての運用について検討を進めております。

6点目は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の反映に関する業務でございます。先ほども申し上げましたとおり、9月5日に原子力規制委員会によりまして、新しい原子力災害対策指針が策定されましたが、ここでは詳細の御説明は割愛いたしますけれども、緊急事態判断基準(EAL)といったような新しい概念が取り込まれました。そのベースとなります技術的な提案を行いまして、これが指針に取り込まれております。

また、知見の国内外への発信ということで、IAEAがっております安全原則の改定作業チームに参加する、あるいは自治体の職員等に新しい体制等についての紹介を行うといったことをしてございます。

自治体が策定いたします地域防災計画に必要となる避難時間推計計算、あらかじめ、どのぐらいの時間で避難ができるかということ推計しておく必要がございますが、そういったことについての助言を行いました。

原子力防災会議の決定に基づき設置されました「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム」にも参加してございます。

最後のページでございますが、これはその他防災関連の実績ということで、東京電力福島第一原子力発電所事故、周辺で行っているような業務について御紹介しております。

1つ目は、福島県内で行っております復旧・復興時の放射線量測定等といったことで、

右の写真は常磐線（広野～竜田間）の開通に向けた作業、準備が進められておりますが、その事前の調査として、作業員の方が受けるかもしれない被曝線量の評価などを行って情報を提供するといったことを行いました。

また、住民一時立ち入りのための支援あるいは福島暫定オフサイトセンターへの職員の常時派遣。

さらに④にあります。地震・津波などの自然災害と原子力災害との複合災害事象に關します防災システムを「TiPEEZ」と呼んでいますが、こういったものを新潟工科大学と共同で研究しておりまして、柏崎刈羽地域でデモンストレーションなどを行った。こういったことを行ってございます。

以上が原子力防災関連業務の上半期の実績でございます。

簡単ですが、以上です。

○上野委員長 ありがとうございます。

今の件につきまして、御質問ございますか。

笠先生、どうぞ。

○笠委員 明治大学の笠と申します。よろしく申し上げます。

余りよく存じ上げないものですから詳しく教えていただきたい点が3点ほどございます。

2 ページのところ、ERC、原子力規制庁緊急時対応センターというものが9月より2カ所ということですがけれども、ERCというのは要するに原発ごとにあるものではなくて、全国で2つになったということなのかということが1点。

その上のところの初動対応に係る手順を整備し、初動対応職員へ教育訓練を実施したとおっしゃるものの、恐らくその次の御説明からすると、自治体の防災要員とか、警察、消防、自衛隊、海保等という方たちを対象にされているということのかなと思うのですが、原発の職員のようなところは入っていないのかどうか2つ目。

後ろの8ページに知見の国内外への発信というところがあったのですがけれども、原発の安全に関しては、マスコミなどの報道で知る範囲ですが、例えばアメリカであるとかフランスであるとか、恐らく日本よりも進んでいる厳密な安全規制を行っているという国があるように伺っているのですが、そういう先進的な外国からの安全管理に関する情報の導入、そういうことについてどういう形でやっておられるのかという点で、合計3点についてお願いしたいと思います。

○福島JNES理事長代理 答えいたします。

第1点でございますが、説明が不十分で申しわけございませんでした。緊急時対応センター、ERCは原子力規制庁に置かれているものでございまして、そこに30分圏内で駆けつけることができるように宿舎を2カ所確保した。宿舎と言いましても、交代で寝泊まりができるような施設でございまして、それを2カ所借り上げて分散、要するに1カ所ですと万一のときのリスクもあるということで、2カ所に分散いたしまして対応できるようにいたしましたということです。申し訳ございません、2カ所というのは宿舎のことござい

す。

初動対応訓練でございますけれども、これはこの項目全体がJNES、私どもの原子力安全基盤機構自身の体制の充実というための施策でございます、ここで対象としておりますのは、職員でございます。緊急時に実際に5名交代でと言いましたが、75名が指名されておまして、75名のうちの5人ずつ、専門分野ごとに5名を1チームとしまして対応しておりますが、その職員に対しまして緊急時の対応、ERCに駆けつけるときにまず何をどうするべきかとか、そういったことを教育したという点でございます。

8ページ、諸外国の先進的な取り組みということで、特に防災につきましても御指摘がありましたように、アメリカの原子力規制委員会、NRCというのがございまして、これが実際の訓練をしております。そういったところに私どもの職員を先方の御了解、招待を受けて、実際に防災訓練の実施の状況を視察して情報を把握するといった、具体的に実際に行なって把握するというのもしておりますし、それから情報収集体制を構築しております。防災に限らず、やはり原子力施設の運転経験というものを反映して、それを基準に取り込んだり運用に反映していくということは非常に大事でありまして、これは規制委員会でも技術情報検討会というものをつくっておられ、そのもとに私たちJNESも運転経験等反映委員会というのをづくり、いろいろなネットワーク、直接的な規制機関との協定に基づく情報収集ですとか、あるいは自ら行う調査を通じて情報収集をしているということでございます。

○笠委員 ありがとうございます。

○上野委員長 そのほかに御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、JNESの組織改編があるということでございますので、それについて御説明をお願いいたします。

○金子原子力災害対策担当室参事官 原子力災害対策担当室参事官をしております金子と申します。私のほうから、資料3に基づきまして、現状を御説明させていただきます。

資料にありますように、今回、御審議をいただくのは、内閣府として担当している防災業務の部分の独法評価でございます。しかし、JNESの業務について、2ポツにありますように、もともと原子力規制委員会が設立されましたときに、将来はJNESと原子力規制委員会を一体のものとして運用できるような組織に変えるようにという規定がございました。これについて、現在の開かれております臨時国会にJNESの解散に関する法律案を政府提案で提出されたところでございます。今臨時国会の中で法案が成立いたしますと、法律の規定上、公布後6カ月以内の施行ということが定められてございますので、目途といたしましては、それより少し早い段階、年度内のいずれかで統合して新しい原子力規制委員会になって、一体として業務をしていくということが想定されてございます。

それに伴いまして、JNES自身は解散されますので評価の対象がなくなるわけでございますけれども、平成25年度中は、先ほどのJNESからの報告にもありましたように、これまでの上半期の実績やこれから残りの期間の業務実績がございまして、その実績評価が必要

になります。したがって、経過措置的な期間になりますけれども、直ちに独法評価委員会で評価を行わないこととするのではなく、また分科会も平成26年度中は継続して活動していただいて、そちらのほうで評価を行っていただきたいと考えております。

原子力規制委員会のほうでも評価委員会がございますので、これも検討中ではありますが、並行してこの期間に評価を行っていくというような形になっております。

この法律案が成立しますと、JNESの現在の中期目標の期間、中期計画の期間を変更する必要がございます。中身についても、その期間の変更にあわせて若干の内容の変更若しくは削除するようなものがあるかもしれませんが、そういったものについて独法評価委員会のほうでお認めをいただくことが手続的に必要になりますので、恐らく来年年初あるいは2月のいずれかというようなタイミングでお諮りをさせていただいて、計画の期間あるいは内容の変更というものを御審議いただくことになろうかと思っております。

私からは以上です。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

それでは、以上にさせていただきます。

次は、国立公文書館関係の審議に入りたいと思います。

(原子力安全基盤機構関係者退室)

(国立公文書館関係者入室)

○上野委員長 それでは、早速ですが、国立公文書館関係の上半期の業務執行状況と平成26年度予算の概算要求の状況について、御報告をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○齋藤公文書館理事 国立公文書館理事の齋藤でございます。

上半期の業務執行状況につきましては、後ほど次長のほうから詳しく御説明いたしますが、私からは2点、重視している点を申し上げます。

1つは、公文書管理法に基づく執行過程にしっかり組み込まれておりますので、その行政判断を支える仕事というのをきちんとなす。具体的には、専門的、技術的助言をしていくということになりますが、その仕事をきちんとなしていくのを重視しておるのが1点目でございます。

2点目は、同じく公文書管理法23条に、一般の利用に供するために公文書の利用を促進する展示その他の方法による積極的な利用に供するように努めるということになっております。このために、春、秋の特別展のほか、連続企画展など積極的に開催するなどしているところでございます。

本年春には、初めて宮内庁宮内公文書館と外務省外交史料館と3館共同で「近代国家日本の登場—公文書にみる明治」などという特別展を実施しているところでございます。そのような積極的な活動を通じて、国民の理解を促進していきたいということを努力しているところでございます。

それでは、詳しくは次長から御説明申し上げます。

○大津公文書館次長 それでは、どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料4に基づきまして、平成25年度の上半期の業務執行状況について御報告を申し上げます。主な点に絞って御説明させていただきます。

表の右側の執行状況の欄をごらんいただきたいと思います。

1 ページの「(1) 体制整備」につきましては、新しい公文書管理制度の施行実績を踏まえまして、特に閲覧等の利用に際しての事前の審査業務の効率化を図るために、非常勤の公文書専門員2名を新たに採用いたしまして、業務の質の向上及び効率的な執行が図られるよう、体制の整備を行いました。

「(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な処置」のii)でございます。各行政機関から提出されました保存期間の満了する行政文書ファイル、約81万7,000件について、満了時の措置の設定、いわゆるレコードスケジュールでございますが、これを精査いたしまして、そのうち433件につきましては、保存期間満了時の措置の変更などを意見として内閣府に助言いたしました。

同様に、24年度末までに保存期間が満了する行政文書ファイルの廃棄同意に係る協議、約69万9,000件につきましても、その中の一部のものにつきましてもは廃棄に不同意の助言をいたしました。

なお、独立行政法人等のいわゆる法人文書の関係につきましても、2 ページの上段のところでございますが、館が実施いたしております研修の場を最大限利用いたしまして、その周知に努めてまいっております。

同じく2 ページのv) の中間書庫業務でございます。中間書庫業務は、今回の公文書管理法に基づき、館が担うことになりました新たな業務の一つでございます。例年1月に各行政機関に中間書庫利用意向調査を実施いたしまして、希望のありました省庁との事前の協議及び調整を行いまして、行政文書を受託してお預かりをいたしておりますが、今年度は内閣官房などの3機関から474冊の受け入れを行いましたが、さらに7月に2回目の利用意向調査を実施いたしまして、結果として厚生労働省を含めて約3,000冊の委託希望が新たにされましたので、書棚を増設しまして、その全ての行政文書の受け入れを実施いたしました。

次に、その下の「(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」の関係でございます。

3 ページのiii) の司法府からの受け入れの関係でございます。24年度の移管計画に基づく民事事件に関する裁判文書の移管、受け入れにつきましては、今年度の下半期に実施することとされておりますが、それに先立ちまして、裁判所事務局において作成されました司法行政文書につきましては、62冊を受け入れいたしました。

また、25年度以降のさらに5カ年に及ぶ裁判文書移管計画の策定に向けまして、内閣府とともに最高裁判所との間で調整を行いまして、6月にその移管計画を決定いたしており

ます。

次に、4ページから5ページにかけての「③利用のための適切な措置」の関係でございます。

5ページのii)でございますが、25年度上半期には、館が所蔵します特定歴史公文書等の適切な保存・利用に向けた対策を検討するために、所蔵しております公文書等の中の劣化資料及び破損資料の数量、その劣化及び破損の程度並びにそれに対処する際のその優先度を把握するために、外部委託によりまして、劣化状況等に係る調査研究に着手しております。下半期につきましても引き続きこの調査研究を続行いたしまして、その結果を今後の修復計画に反映させてまいりたいと考えております。

iii)の利用請求の関係でございます。利用請求を受けての審査を要する文書が上半期では920冊ございました。これらを審査いたしました結果、公開としたものが613冊、袋掛け、あるいは墨塗りの措置を施しまして部分公開としたものが307冊ございました。下半期も引き続き迅速かつ適切に利用審査に努めてまいります。

6ページのvii)の展示会の関係でございます。館の保存する特定歴史公文書等を幅広く一般の利用に供するために、その一手段として本館とつくば分館では毎年それぞれ展示会を開催しておりますが、特に7ページのハ)の館外展示のところでございますが、24年度からこの展示会を館以外の外部施設を合わせて利用して積極的に開催することといたしましたので、25年度は館とつくば分館で例年実施しております展示会の開催に加えまして、茨城県立歴史館を外部会場として選定いたしまして、来る12月7日からの開催の予定で、現在、その所要の準備を進めております。

次に、少しページが飛びますが、13ページをごらんいただきたいと思います。(4)の研修の関係でございます。非現用文書の管理を対象としますアーカイブズ研修につきましては、今年度の年間計画の中に、年間の延べ受講者数を180名程度とする旨の目標数値を設定いたしましたが、既に上半期において159名の受講者に達しております。

また、現用文書の管理を中心とする公文書管理研修につきましては、その受講者数については、特に上限を定めずに積極的にその受け入れを行うことにいたしました結果、上半期において既に450名を超える受講者数となっております。

14ページの中ほどの(5)のアジア歴史資料センターの関係でございます。

①のところではアジア歴史資料センターの運用しておりますデータベースの構築の関係でございますが、15ページの上段に記述いたしておりますが、24年度に国立公文書館、外交史料館、そして防衛研究所の3機関から受け入れをいたしました、合わせて約174万画像のうち、約73万画像のデータを9月末までに公開をいたしまして、公開資料数は累計で約2,673万画像に達しております。

次に、同じく15ページの「②アジ歴の利活用の推進」の関係でございますが、利用者の利便性の向上の観点から、国の機関以外の施設機関の保有しますアジア歴史資料をアジ歴センターからも情報提供する最初の試みといたしまして、沖縄県の琉球大学附属図書館が

デジタル公開しております資料の一部をアジ歴センターのホームページからも情報提供するサービスを5月から開始いたしております。

最後に、18ページの7「(1)の施設・設備に関する計画」の関係でございます。特定歴史公文書等の移管に伴う収蔵量の増加に伴いまして、つくば分館における収蔵スペースを確保するための方策といたしまして、分館の書庫内の書棚を増設するために、今年度、予算に改修のための経費が認められましたので、上半期は書架の増設工事に向けての準備作業を実施いたしてまいりました。

以上が25年度上半期の主な業務の執行状況でございます。

続けてよろしゅうございますか。

○上野委員長 続けてお願いします。

○大津公文書館次長 それでは、資料5に基づきまして、平成26年度の予算の概算要求について御説明を申し上げます。

平成26年度の国立公文書館の予算につきましては2つございます。

1つ目が国立公文書館運営費交付金。

2つ目が国立公文書館施設整備費補助金の2つでございます。

まず、最初の●の運営費交付金でございますが、こちらは館の各種事業の実施に必要な事業費、館の運営に必要な管理費、そして館の役職員の人件費から構成されておりますが、これらは現在進行中であります館の第3期中期計画の中の算定ルールに基づいて算定いたしております。来年度は現下の厳しい財政状況のもと、事業費と管理費につきましては、効率化減として前年度予算を4%削減しての要求としております。

次に、2つ目の●の施設整備費補助金でございます。こちらはつくば市に所在いたしますつくば分館の改修工事、具体的に申し上げますと、各行政機関等から移管されてまいりました歴史資料として重要な公文書等を適切に保存、管理するために必要な各種設備の中で、耐用年数が到来し、経年劣化が進んでいる設備の更新を実施するための経費として要求させていただくものでございます。

この施設整備費補助金につきましては、26年度予算の概算要求基準において設けられております新しい日本のための優先課題推薦枠を活用いたしまして、約8,300万円を要望いたしております。

続いて、裏面をごらんいただきたいと存じます。こちらの表は、ただいま御説明申し上げましたことを収入と支出で区分したものでございます。

また、表の下のところの※印の来年度の増額経費といたしましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、つくば分館における各種設備の改修工事に必要な経費として約8,300万円を要望いたしております。

概算要求額の全体としましては、表面にお戻りいただきますが、一番下の●のところでございます。運営費交付金と施設整備費補助金と合わせまして、総額約20億200万円、前年度と比較いたしますと、トータルで約1,200万円、0.6%の増額要求で現在財政当局にお願

いたしております。

概算要求の関係の内容は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。

○薬師寺JAXA分科会長 公文書館は日本にとって非常に重要な資料の宝庫ですね。けれども、やはり国民に対する広報活動をやっておられまして、この前、地下鉄で御家人のあれを見て、時々ああいうのをやっていただくと、やはりみんな、公文書館というのはこういう資料を持っているのだというので、歴女とか歴男とか多くなっているの、ぜひね。そういうのは予算的にはどういうようになっていますか。

○齋藤公文書館理事 ありがとうございます。私どもも当館が所蔵する資料の一般の理解を促進するために、ぜひそういうものを積極的にやってまいりたいと思っております。予算的には、日常の運営の経費の中でやりくりしているというのが現状でございますので、余り派手な宣伝はできませんが、報道機関などに御協力いただいて、いろいろなところで紹介していただいております。

ちなみに、この秋にやりました御家人につきましては、20日で9,000人を超える方に観覧いただきまして、非常に人気が高かったと思っております。

○上野委員長 そのほかに何か御質問はございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、次に北対協関係に移りたいと思います。

(国立公文書館関係者退室)

(北方領土問題対策協会関係者入室)

○上野委員長 それでは、早速ですが、北対協の上半期の業務執行状況と平成26年度予算の概算要求の状況につきまして、御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○塚越北対協事務局長 北対協の事務局長の塚越でございます。どうぞよろしく願いします。

それでは、資料6に沿いまして、平成25年度上半期の執行状況につきまして、御説明申し上げます。

1 ページの1、業務運営の効率化関係でございますが、一般管理費につきましては、中期期間中に7%の削減ということで、ペーパーレス化の推進、出張の際のパッケージツアーや割引航空券の利用などによる旅費の削減の推進などによりまして、事務費の節約、励行に努めております。

次に、業務経費につきましては、中期目標期間中に対前年度比1%の効率化を図るということで、その認識のもとで各種事業を実施しているところでございますが、2 ページの契約の部分におきましては、3 件を除き一般競争入札により実施しております。その3 件につきましては随意契約で、1 件は財務諸表の官報公告、2 件は北方四島交流事業に使用

する船舶「えとびりか」にかかわるものでございまして、そのうち1件は25年度の四島交流事業における傭船・運航契約、もう1件は、その「えとびりか」を使用した啓発巡回事業に係る契約でございます。

3ページの2、国民に対して提供するサービス関係でございますが、「(1) 国民世論の啓発に関する事項」につきましては、まず返還要求運動の推進では、県民会議、北連協などが実施します事業に対しまして啓発資料・資材の提供、パネル・ビデオ・着ぐるみ「エリカちゃん」の貸与、講師派遣、経費で支援を行っております。

その支援状況の実績につきまして、4ページの冒頭にありますが、現在のところ、31件の事業の支援を行っております。

5ページの(ウ)の部分でございますが、協会、県民会議、都道府県のパイプ役として推進委員につきましては、各県の知事の推薦を受けまして、47都道府県に任命し、地域における運動推進に役立っていただいております。なお、その全国会議を4月12日に開催しております。それは6ページに記載しております。

6ページの下の部分でございますが、全国の県民会議を6ブロックに分けて、それぞれのブロックにおきまして、返還運動推進事業のあり方などにつきまして連携を図っているところでございます。

8ページ一番下の(オ)でございます。根室地域の啓発施設につきましては、北方館におきまして、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」をかたどったポストを新設しまして、来館者に北方領土への思いなどを手紙にして投函してもらうこととする新たな企画を行いまして啓発効果の向上を図っております。

9ページ、下段になりますが、「② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施」につきましては、夏休みを中心に、元島民3世等が内閣総理大臣や北方対策担当大臣などを表敬しまして、北方領土問題の早期解決を訴えるとともに、関東甲信越ブロックの青少年と交流を通じて、北方領土問題研修を行う北方少年交流、根室管内に全国の青少年を集めて行う青少年現地研修会、さらに教育関係者を集めて行う教育関係指導者現地研修会、全国の大学生を集めて行うゼミナールなどを行いました。

そこでは、昨年度の参加者の意見等を踏まえまして、参加者同士の意見交換の時間の拡充など、事業の内容の充実に努めました。

12ページ以降に各ブロックの事業が記載してございますが、ここにおきましても、青少年の育成事業、教育指導者地域研修会を行いまして、北方領土返還運動の推進を様々な形で行っております。

15ページ、一番下にございますけれども、「『北方領土に関する』全国スピーチコンテスト」の募集も行っているところでございます。

今年から始まったのですけれども、16ページ、青少年の啓発を重点に置く「えとびりか」巡回研修事業につきましては、4月に大分、徳島で行いまして、後半につきましては、現在、富山などで実施しておるところでございます。

さらに、18ページの中段になりますけれども、（ウ）でございます。昨年度に引き続きまして、全国の青少年に北方領土問題を身近に捉えてもらいまして、返還運動を継承してもらうための現地視察の支援を28県民会議に行いました。さらにもう少し今年は予定があります。

続きまして、「③北方領土問題にふれる機会の提供」におきましては、2月、8月の強調月間の事業支援などに備えまして、パンフレットなどの啓発資料・資材の作成を行いました。

また、啓発カレンダーなどに活用する標語・キャッチコピーの募集も行いました。

（オ）でございますが、協会のホームページやSNSを利用しまして、事業の実績など速やかな更新を行うとともに、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」を活用しました様々な情報を積極的に発信しました。

（カ）では、一般国民に北方領土問題について関心を高めてもらうために「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土 四島の楽校」と題しました啓発イベントを8月下旬から実施しているところでございます。

（2）北方四島交流事業につきましては、訪問、受入れ等とも天候による中止、日程変更を余儀なくされた部分はございましたが、ほぼ計画どおり実施することができました。

27ページの下段、（4）元島民等の援護関係でございます。

北方領土返還要求運動の中核をなす元島民等が相互理解と連携を強化するための「北方地域元居住者研修・交流会」の実施、北方領土関係資料保存整備事業の支援、元島民等による北方四島への自由訪問を予定どおり実施しました。

31ページの「（5）北方地域旧漁業権者等に対する融資事業」関係でございます。

融資制度の周知等につきましては、融資説明会、相談会を開催するとともに、ホームページやダイレクトメールで融資内容や承継制度の周知を図りました。また、関係金融機関等の会議を開催しまして連携強化を図っております。

33ページ「⑤ リスク管理債権の適正な管理」につきましては、1.70%と目標数値を下回っているところでございます。

また、更生・生活資金、住宅資金のうち増改築、補修、中古住宅資金のそれぞれにつきましても目標数値を下回っているところでございます。

最後になりますが、36ページの8のその他の事項の「（2）人事に関する計画」におきましては、本年度、ロシア語を話せる職員を採用したところでございます。

以上、雑駁でございますが、平成25年度上半期の執行状況につきまして御説明申し上げます。

○山谷北方対策本部参事官 かわりまして、北方対策本部の参事官の山谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

北方対策本部のほうから、北対協の平成26年度予算概算要求につきまして御説明させていただきます。

資料7をごらんいただきたいと思います。北対協の予算につきましては、いわゆる予算編成に係る内閣の方針あるいは北対協の中期目標、中期計画などに基づきまして、来年度の業務のあり方を検討しました。その上で、運営交付金の算定ルールに従って積算を行ったところでございます。

資料のほうですけれども、北対協のほう、勘定が2つございまして、1つが「I 一般業務勘定」でございます。この経費は、広報啓発事業あるいは四島交流事業等を行うための経費でございまして、国費ベース、国のお金を入れるベースですけれども、このベースで申し上げますと、表の中の収入の運営費交付金のところにありますけれども、15億2,400万という予算要求になっております。さらに、自己収入が若干100万ほどございますので、これとあわせて合計のところですが、15億2,500万というのが事業ベースの数字ということになっております。

一般業務勘定は、若者への広報啓発等の充実強化というのが喫緊の課題ということになっておりますので、こちらのほうに重点を置いた要求をしております。具体的には、真ん中のほうから主なものということで4つほど事業を挙げさせていただいております。

1つは、県民会議等ふれあい広場開催費ということで、これは全国各地のイベント会場などにおきまして、クイズラリーなどの参加啓発型イベントを実施するというところでございます。これは平成24年度から実施しているもので、好評につきまして引き続き要求しているというところでございます。

2番目といたしまして、青少年の現地視察等支援費ということで、これは全国の青少年を根室などの北方領土隣接地域を視察したりとか、元島民の話などを聞くということによって、北方領土をみずからの目で見て感じてもらうという事業でございます。こちらのほうも平成24年度から実施している事業でございます。

③の公開授業開催経費ということで、これも「後継者対策」の一環ということでございますが、全国の青少年あるいは教育関係者に対して、いわゆる出前事業を行うという経費でございます。

④の広告放映や掲出事業経費ということですが、これは羽田空港などの主要空港あるいは首都圏の鉄道の中でモニターなどがついている列車がございまして、この中で広報ビデオなどを流すという経費でございまして、強調月間が2月と8月でございまして、この中で流すことを今考えているところということでございます。

資料を1ページめくっていただきまして、真ん中のほうに2つ目の勘定でございまして「II 貸付業務勘定」というのがありまして、これは元島民等への貸付の業務でございまして、こちらにつきましては、1億4,600万の要求ということになっております。若干減ですが、これはその下の長期借入金利子補給費につきまして、現在の利率に基づいて積算したところ、減額となったというのが主要な増減でございまして、

私からは以上でございまして。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

続きまして、国民生活センターのほうに移ります。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

○上野委員長 それでは、早速ですが、国民生活センター上半期の業務執行状況と平成26年度予算の概算要求の状況につきまして、御報告をお願いしたいと思います。

○山形国民生活センター理事 国民生活センター理事の山形です。よろしくお願ひいたします。

本日は、当センター理事長の松本が参議院の厚生労働委員会に呼ばれております。このため、本委員会には出席できなくなりました。御容赦を願ひます。

それでは、説明させていただきます。

私ども国民生活センターは、今年度から平成29年度までの第3期中期目標期間が今年度スタートしております。そのため、消費者庁から与えられた中期目標に基づく中期計画を策定の上、今年度、平成25年度の年度計画を策定しまして業務を開始いたしております。

本日は、私ども国民生活センターの平成25年度上半期業務の執行状況について説明させていただきます。資料8をご覧ください。

1 ページ「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の項目ですが、「(1) 一般管理費及び業務経費」については、予算額が一般管理費は前年度比3%減、業務経費は前年度比4.2%減という中で実施計画予算を策定して執行しております。なお、借り上げ宿舎制度について記述がございますけれども、これについては平成24年度をもって廃止しておりますが、激変緩和措置が今年の9月まででしたので、9月をもって完全に宿舎はなくなりました。

「(2) 人件費」は、予算額、対前年比8.2%減の中で執行しております。

2 ページです。「(3) 給与水準」は、平成24年度にラスパイレス指数95.6、これは年齢、地域、学歴を勘案した指数ですけれども、これを達成しまして、6月にホームページ上に公表いたしました。なお、今年度もラスパイレス指数を100とする計画を実施するとともに、今後の給与体系についての見直し案を策定するための調査等を現在実施しているところです。

「(4) 随意契約等の見直し」については、これまでどおり、競争入札の実施を原則としつつ、契約については、当センターに設置しております契約監視委員会の御審議をいただきながら執行しております。

3 ページ「(5) 保有資産の有効活用」については、森大臣主催の消費者行政の体制整備のための意見交換会の結論を踏まえて検討することとしております。

4 ページ「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の事項ですが、これは、当センターの本来業務の遂行に該当

するもので、これまでと同様、中期計画に基づく年度計画を策定して、職員一丸となって鋭意計画達成に向けて議論を遂行しているところです。

少し具体的に申し上げますと、(1)の「①PIO-NETの刷新等」については、PIO-NETへの相談情報の登録期間の短縮と、相談員さんたちの入力負荷の軽減という非常に大きい命題がございますので、これに対応するために、システムそのものの更新計画とともに、地方の消費生活センターの現場のPIO-NETに関する業務の見直しを含めて、これを実施することとしておりまして、これによって、その命題を達成しようということにしております。

7ページ、(2)の「①報道機関等を通じた情報提供」については、年間50件以上という計画のところ、上半期で38件の情報提供を実施しております。

以下、②～④については説明を省略させていただきますけれども、記載どおりの執行状況でございます。

11ページ、下の方の「(3) 苦情相談の充実・強化」についても、記載どおりの執行状況でございますけれども、経由相談につきましては、質のさらなる向上のために7月からお昼の消費生活相談というのを新たに開始いたしました。この目的は、当センターが消費者被害に対するセンサー機能を有すること、そして、相談解決のための高いレベルのノウハウを獲得・維持するための臨床機能が不可欠であるということから、そこに寄せられる相談について積極的にあっせんを行うことにより、さらなる専門性の維持向上を務めるためとしているところでございます。これについては、始めたばかりですのでまだここには記載しておりませんが、そういうことを開始しております。

12ページ、(4)のADRの実施、「(5) 関係機関との連携」についても、日々、こちらに記載しております業務を執行しているところです。

15ページ「(6) 関係行政機関等に対する改善要望」ですけれども、上半期には、記載の内容の要望を関係省庁に対して行いました。

「(7) 研修の充実」の「①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化」については、今年度の研修計画に基づいて着々と実施しているところです。

これに加えて一番下ですけれども、「②国家公務員向け研修の実施」を新たに実施することといたしております、これに関する情報収集を行って今後の実施のための検討をしているところです。

16ページ「③消費生活専門相談員資格認定制度」ですけれども、これは今年度、既に第1次試験を実施したところです。

17ページ「(8) 商品テストの強化」についても、消費生活センターからの苦情相談解決のためのテスト依頼には全件対応するという原則のもとで、年度計画に掲げた計画内容を執行しているところです。

18ページ「(9) 震災からの復興に向けた取組」についても、当センターに与えられました、そこに書いてございますような使命を遂行しております。

19ページ「(10) 消費者教育の推進」については、いわゆる新しく施行されました消費者教育推進法で当センターが実施すべきとされた事業について、これまでも一部実施しているところがございますけれども、そこを一部拡大して遂行するとともに、新たな研修を実施するための調査検討を実施しております。

また、消費者教育の先進的取り組みに関する情報収集も行っておりまして、これもウェブ版の『国民生活』等で提供を行っております。

20ページ「(11) 地方公共団体に対する支援」。

まず「①巡回訪問」については、今年度は当センター自らが巡回事業を実施するのではなく、都道府県の巡回事業を支援することとして、手引きの作成及び配付を行いました。これから手引きの内容について説明会等を実施いたします。

情報誌の発行についても、今、検討を行っているところです。

「②PIO-NETの追加配備」についても、要望調査を実施して配備を行うこととしているところです。

以下、21ページ以降については、上半期の執行状況は、そこに記載してあるとおりですが、時間の関係もございますので、省略させていただきます。

ただ、1点、22ページの8ポツの「(4) 積立金の処分に関する事項」ですが、前期の中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、当期の中期目標期間における積立金として整理する金額について、主務省と協議をさせていただきました。その結果、平成25年7月10日に、前期中期計画終了時に保有していた積立金残高17億6,559万1,000円を国庫納付いたしました。これにより、現在、国民生活センターには積立金は一切ございません。

説明は以上です。

○村松消費者庁地方協力課長 消費者庁の村松でございます。

続きまして、国民生活センターの平成26年度の概算要求状況につきまして、御報告したいと思います。資料9をご覧ください。

まず、中期計画におきまして、人件費を除く一般管理費につきましては、毎年3%以上の削減、業務経費については、毎年1%以上の削減となっているところでございます。

また、本年度の26年度予算要求におきましては、新しい日本のための優先課題推進枠を新たに設けられておりまして、前年度の予算の義務的経費を除く経費を1割削減した要望基礎額をベースとしまして、その100分の30の範囲内で推進枠としてございます。

そこで、これらの点につきまして算定ルールに反映させておりまして、業務経費につきましては、経費を削減しまして政策係数を91.45%としておりまして、新しい日本のための優先課題推進枠を3億5,614万要求しているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、一般管理費につきましては3%削減しているところでございます。

人件費につきましては、給与特例法の削減期間終了に伴う増額を反映しているところで

ございます。これらの経費の合計から、自己収入額1億1,073万7,000を差額といたしまして、運営費交付金29億8,571万1,000円を要求しているところでございます。

推進枠の中身につきましては、2ページの下のところをご覧ください。

1つ目がPIO-NETの通信網の再構築でございます。こちらはアクセス回線がメタル等のところもございますので、中継系、アクセス系を高速化するための費用でございます。

次が地域消費生活相談支援事業でございます。こちらは都道府県が市町村に行っております巡回訪問を国センとしてサポートする事業でございます。

次がD-ラーニング研修でございます。インターネットを活用しました相談員さん向けの研修でございます。

最後が消費生活相談の土日祝日対応でございます。

以上が新しい要求でございます。以上が今年の概算要求でございます。よろしく願いいたします。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。

どうぞ。

○薬師寺JAXA分科会長 予算は消費者庁の中で概算要求をかけるということになるわけですね。

○村松消費者庁地方協力課長 そうでございます。

○薬師寺JAXA分科会長 その中には、例えば国民生活センターでやっているような安全に関する問題なども予算の中に入るのですか。

○村松消費者庁地方協力課長 運営費交付金の形で国民生活センターの費用につきましては、全てこちらの中で要求しているところでございます。

○薬師寺JAXA分科会長 わかりました。

○上野委員長 そのほかに御質問等ございますか。

どうぞ。

○田辺公文書館分科会長 2ページの予算のほうでございますけれども、増額の内訳のところ推進枠に与えられているものが3,561億になっているのですが、これはどういう数字なのでしょう。計算がわからないのです。

○村松消費者庁地方協力課長 済みません、こちらは誤記でございます。修正いたします。申しわけございません。

○上野委員長 そのほかに御質問はございますか。よろしいですか。

国センに関しては、次に不要財産の国庫納付についてということがございますので、その御説明をお願いしたいと思います。

○村松消費者庁地方協力課長 資料10をご覧ください。

こちらにつきましては、今年の2月に会計検査院が国センに対しまして検査を行ったところ、平成15年10月の特殊法人から独立行政法人の移行のときに現金預金と投資有価証券、

合計2億6,000万余りを、財産的基礎を形成する政府出資金に見合う資産として承継したものの、使用に係る計画が定められていないなど、明確な使途がないまま昨年度末まで保有していたということが問題とされましたので、25年度末までに国庫納付を行うというものでございます。

独法通則法におきましては、不要財産につきましては、遅滞なく国庫納付することが義務づけられておりますけれども、国センにおきましては、これら現金預金及び投資有価証券につきましては、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため、不要財産として国庫納付を行おうとするものでございます。

なお、不要財産の処分の方法につきましては、制度上、中期計画を変更して行う方法と中期計画の変更を行わずに主務大臣の認可によりまして行う方法がございます。本件の場合、現行の第3期中期計画に定められました業務の遂行に影響が及ぶものではないということから、中期計画を変更することなく処分を行おうとするものでございます。

不要財産の国庫納付の認可をしようとするときには、通則法におきまして、あらかじめ評価委員会の御意見をいただくこととされておりますので、去る10月15日に分科会にて、持ち回りにてお諮りしたところでございます。

分科会について御了解いただきましたものですから、本日の本委員会にお諮りしたものでございます。

以上でございます。

○上野委員長 今、御説明がありましたとおり、本委員会です承するという手続が必要でございます。これに関連して、御質問等ございますか。

それでは、国民生活センターの不要財産の国庫納付について、当委員会として了承することにしたと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○上野委員長 ありがとうございます。

ほかになければ、次に国センの役員退職手当支給規程の改正について、御説明をお願いしたいと思います。

○村松消費者庁地方協力課長 資料11をご覧ください。8月19日に開催されました評価委員会におきましては、内閣府所管の独法全体につきまして、役員退職手当支給基準の改定につきまして報告がありまして、国センにつきましては、25年3月の時点の改定で、当分の間、退職手当を2%削減する旨、御報告したところでございます。

先般、職員労働組合との交渉におきまして、平成24年8月7日に閣議決定されました「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」を踏まえまして、職員の退職手当を平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間におきましては4%削減し、平成26年7月以降は6.66%削減する案で妥結しましたので、これを踏まえまして、役員におきましても、職員の削減額を反映しまして、役員退職手当支給規程を改定することになったものでございます。

以上でございます。

○上野委員長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

役員報酬等の支給基準につきましては、評価委員会として主務大臣に意見を申し出ることができるかとされております。この件につきまして、御質問あるいは意見等ございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、委員会としては特段の意見なしということにいたしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、国セン関係は以上で終了です。ありがとうございました。

(国民生活センター関係者退室)

○上野委員長 それでは、今後の予定、次回開催等について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○松林政策評価広報課長 資料12をおつけしてございますけれども、今後の予定でございます。

途中、御説明がありましたけれども、1月から2月ごろに原子力安全基盤機構の解散に伴う中期目標、中期計画、業務方法書の一部変更がございます。形式的なものですので、わざわざお集まりいただくのは恐縮だと思いますので、持ち回り開催とさせていただければと存じます。

続きまして、3月ごろに北対協の業務方法書の一部変更について、これも持ち回り開催を今のところ予定しております。

実質的な審議でございますけれども、夏ぐらいに各法人の25年度業務実績評価、国立公文書館の中期目標期間終了時の仮評価及び組織・業務見直し案、原子力安全基盤機構の中期目標終了時の評価について御審議をいただく予定でございます。

また、近くなりましたら委員の皆様方には、事務局のほうからメールで日程調整をさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○上野委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。